

# 狩猟者のみなさまへ

捕獲したイノシシ等に付着している豚コレラウイルスが拡散することで、豚コレラの感染が拡大するおそれがあります。豚コレラ感染確認区域において、イノシシの狩猟を行う際には、通常の狩猟ルールに加え、下記の点に留意して実施をお願いします。

※豚コレラ感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。当該区域については、農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>) で確認できます。

※狩猟については各県で取扱いが異なるので、ハンターマップ等を参照の上、地域の状況を十分確認して実施してください。

- ① 豚コレラ感染確認区域で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚コレラ感染確認区域外に持ち出さないでください。
  - ② 豚コレラ感染確認区域内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱ってください。
  - ③ 豚コレラ感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではありません。
  - ④ 捕獲したイノシシを運搬する際は、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
  - ⑤ 捕獲したイノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施してください。
  - ⑥ 捕獲に従事した方が豚コレラ感染確認区域内で使用した靴、衣類、車両等については、豚コレラ感染確認区域外に出す際に消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
  - ⑦ 豚コレラ感染確認区域内で捕獲に従事した方は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
  - ⑧ 死亡イノシシを確認した際には、速やかに各県又は市町村の担当窓口に通報してください。
- ※ その他、県等で作成している防疫マニュアル等に従ってください。